

## 「守口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の骨子案

### 1. 条例制定の趣旨

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 47 号)による改正後の子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下、「法」といいます。)において、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、令和 8 年 4 月から実施されます。

本給付制度の対象となる事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、市町村の条例で定める運営に関する基準を満たすことが求められます。

市町村が同条例を定めるに当たって従い、又は参酌することとされている内閣府令で定める基準(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第 95 号。以下、「国基準」といいます。))が令和7年 11 月 13 日付で公布されたことから、本市においても、法第 54 条の3において準用する法第 46 条第2項の規定に基づき、本市の基準を条例で定めるものです。

### 2. 制定内容(案)

<基準の考え方>

本市の基準は、国基準に定めるところによることとします。

### 3. 条例制定のスケジュール(予定)

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) パブリックコメントの実施      | 令和7年 12 月 8 日～令和8年 1 月 9 日 |
| (2) パブリックコメントの実施結果の公表 | 令和8年 1 月                   |
| (3) 市議会への条例議案の提出      | 令和8年 2 月                   |
| (4) 条例の施行             | 令和8年 4 月 1 日               |